

平成29年第3回上峰町議会定例会会議録

平成29年9月8日（金曜日） 本会議5日
 会期 8日間
 平成29年9月15日（金曜日） 休 会3日

平成29年9月8日第3回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。（第1日）	
出席議員 (10名)	1番 向 井 正 2番 吉 田 豊 3番 田 中 静 雄 4番 碓 勝 征 5番 漆 原 悦 子 6番 井 上 正 宣 7番 吉 富 隆 8番 大 川 隆 城 9番 原 田 希 10番 寺 崎 太 彦
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 副 町 長 森 悟 教育長職務代理者 時 津 昌 昭 会 計 管 理 者 岡 義 行 総 務 課 長 江 崎 文 男 まち・ひと・しごと創生課長 北 村 玲 財 政 課 長 高 島 浩 介 建 設 課 長 三 好 浩 之 産 業 課 長 兼 小 野 清 人 住 民 課 長 福 島 敬 彦 農業委員会事務局長 健康福祉課長 河 上 昌 弘 税 務 課 長 坂 井 忠 明 教育委員会事務局長 吉 田 淳 生涯学習課長 矢動丸 栄 二 文 化 課 長 中 島 洋
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二 宮 哲 次 議会事務局主査 江 崎 智 恵

議事日程 平成29年9月8日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 町長の行政報告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 議案一括上程 提案理由の概要説明
(議案第37号～議案第48号)
(諮問第2号)

午前9時30分 開会

○議長（寺崎太彦君）

皆さんおはようございます。本日は平成29年第3回上峰町議会定例会が招集されましたところ、御多忙の中、御参集いただきましてありがとうございました。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成29年第3回上峰町議会定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

このたび、平成29年7月の九州北部豪雨により亡くなられた方に対し、お悔やみ申し上げ、被害に遭われた方に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（寺崎太彦君）

日程第1．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番吉富隆君及び8番大川隆城君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（寺崎太彦君）

日程第2．会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より9月15日までの8日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、会期は8日間と決定いたしました。

日程第3 町長の行政報告

○議長（寺崎太彦君）

日程第3. 町長の行政報告。

町長の行政報告をお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

皆様おはようございます。

平成29年第3回上峰町議会定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員の皆様には公私とも大変御多用のこととは存じますが、御出席賜り心から御礼を申し上げます。

このたびの「平成29年7月九州北部豪雨」により、被災された方々には心よりお見舞い申し上げますとともに、今なお避難されている皆様及び復旧作業に従事されている皆々様の安全と被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

それでは、早速、各課順に行政報告をいたします。

まず、総務課でございます。

総 務 課

人事関係では、民間企業等職務経験者枠の「平成29年度前期上峰町職員採用試験」を実施しまして8月10日付で、結果を通知しました。

防犯関係では、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動で、ことしで67回目を迎えました。「社会を明るくする運動メッセージ伝達式」が鳥栖市、三養基郡の各自治体で行われました。

7月4日からの梅雨前線豪雨に伴い発令されました大雨警報に対し本町では、災害情報連絡室を開設し水防体制を第1配備としました。7月6日には前牟田地区で1カ所、江迎地区で2カ所の冠水区間を確認したため水防体制を第2配備に引き上げ、冠水区間の通行どめの措置を行いました。

また、おたっしや館を自主避難所として開設し、15世帯15人の避難者を受け入れております。

防災行政無線につきましては、戸別受信機の設置工事を申請世帯に対し随時施工を行っております。

消防関係につきましては、7月28日に上峰町消防団夜間防火訓練を上米多地区の特別養護老人ホーム「野菊の里」で行いました。訓練では、上峰町消防団を初め鳥栖・三養基地区消防本部、野菊の里、上米多地区の住民の方々など、総勢132名の参加者による消火活動や施設入居者の避難誘導等、本番さながらの訓練内容でありました。

まち・ひと・しごと創生

1. 広報企画係

鎮西山の維持管理については、6月の下旬に業者選定の入札を行って契約を締結し、現在、受託業者において作業を行っていただいています。

町の情報システム・ネットワーク関係については、6月上旬よりセキュリティー環境を高めるため、インターネットの接続方法を画面転送型へ変更するとともに、庁舎内の情報システムを新しい仕様へと移行しました。新システムへの移行については、全職員を対象に操作研修会を開催するなどして、極力業務に影響が出ないよう配慮を行ったところです。

統計調査業務については、ことしの10月1日現在で実施される就業構造基本調査の準備作業を進めているところです。本調査は5年ごとに実施されており、今回が17回目の調査となります。調査結果は平成30年7月末日までに公表の予定となっています。

2. まち・ひと・しごと創生係

地方創生関係については、6月議会で補正予算の議決をいただいた「魅力発信拠点づくり事業」を進めています。具体的には、昨年度初開催したトレイルランに加え、日本将棋連盟の王将戦を町内で開催するなどの企画を考えています。また、鎮西山については、今後の再整備に向けた構想を策定することとしており、現在、関係者との協議や作業等を行っている状況です。

道の駅については、今年度に入ってから、商圈調査を行うとともに、基本構想に住民の意見を取り入れるための住民会議を開催しながら、構想の策定作業を進めてまいりました。このたび、この基本構想がまとまりましたので、今後はより具体的な基本計画の策定に向けて作業を進めることとしています。

ふるさと納税については、4月から7月末までの実績が、申し込みベースで、およそ7万9,000件、金額ではおよそ1,130,000千円でした。今年度も、引き続き、町のPRや財源の確保のため、積極的にふるさと納税に取り組んでまいります。

財 政 課

町有施設管理では、7月26日及び8月3日に庁舎南駐車場・中の尾団地污水处理場跡地・中の尾団地調整池（3カ所）・農村婦人の家・役場庁舎周辺への除草剤散布を実施しました。

庁舎南駐車場につきましては、7月20日に現場説明会、7月27日に入札会を開催し、8月1日付で整地工事の請負契約を締結しております。

また、ウォーターランド江迎公園で、撤去しておりました三連水車の設置工事設計業務委託について、7月27日に入札会を開催し8月1日に契約締結しております。

庁舎修繕関係で、経年劣化により段差が出て歩きにくくなっております庁舎周辺インターロッキングの改修工事設計業務委託を、7月28日に見積もり入札を行い、8月2日に発注しました。

庁舎内部では、庁舎1階西出入り口横トイレの換気扇交換、2階障害者用多目的トイレの漏水修繕を発注し、7月中に完了しております。

公用車管理では、老朽化しております総務課、建設課の公用車2台について、7月11日に購入仕様書の説明会、7月19日に入札会を開催し、8月中に納車を完了しております。

予算・決算関係では、9月補正予算の要求期限を7月26日に設定し、その後31日に財政担当査定、8月1日に副町長査定、8月9日に町長査定を行い、今議会に上程しております。

決算統計事務に係る資料作成を6月上旬から取り組み、7月12日に市町支援課のヒアリングを受け、調査票の提出を終了しました。

8月17日には同じく市町支援課より、財政状況に係る訪問ヒアリングを受けております。

また、平成28年度上峰町財政健全化判断比率の算定を行い、8月22日に監査委員の審査を受け、今議会で報告をいたします。

財政運営面では、3年ごとの交付税検査の対象のため資料作成を行い、8月25日に市町支援課の検査を受検しました。

普通交付税算定事務については、4月より随時継続して算定作業を行ってきましたが、7月25日に平成29年度分の交付決定がされました。

住 民 課

1. 住民記録係

7月末現在の住基人口は9,576人、昨年の同時期と比較しますと37人の増、世帯数は3,531世帯で50世帯の増となっております。

マイナンバー制度関連としましては、町内の7月末時点におけるマイナンバーカード申請件数は787件、カード作成の委託先である地方公共団体情報システム機構（J-LIS）により町に到着している数は723件、交付数は678件、保管数は45件で、人口に対する交付率は7%となっております。

また、平成29年2月サービス開始の各種証明コンビニ交付サービス利用状況は7月末現在で月平均6件の利用がありました。

今後も広報活動を通して、マイナンバーカードの安全性や申請方法及びコンビニ交付サービス事業の周知に努め、住民サービスの向上を心がけます。

2. 子育て支援係

8月末現在、町内3施設及び町外の教育・保育施設におきまして、支給認定・保育の実施を行っております。内訳としましては、ひかりこども園1号10名、2・3号63名、かみみね幼稚園1号116名2・3号64名、ひよ子保育園かみみね2・3号103名、広域1号12名2・3号38名、合計406名となっております。

次に、児童手当受給者は、毎年6月1日における現況の届け出を行うこととなっており、本年も対象者689名について現況届の受け付け・審査を行いました。

子どもの医療費助成制度については、本年4月より就学後児童の助成方法を今までの償還払いから現物給付へと変更しました。今後とも周知に努めてまいります。

3. 環境係

不法投棄やごみの散乱をなくし環境美化を促進することを目的として、7月25日及び26日に環境美化推進員（区長）の皆様と環境係職員で環境パトロールを実施しました。環境パトロールにおいて把握した、雑草・樹木が繁茂している箇所については所有者へ維持管理の依頼を行い、ごみのポイ捨てが多い箇所については抑止のための看板を設置するなど対策を講じたところです。

また、毎年8月の第1日曜日を「上峰町清掃の日」と定めており、今年度は8月6日に環境美化推進員を中心に各地区において清掃活動を実施していただきました。ポイ捨てされた可燃ごみ、不燃ごみ、雑草など町内全域での収集量は3.2トンでした。

6月議会にて予算を議決いただきました空き家等実態調査業務委託については委託業者の選定を終え、現在は実態調査に向けて委託業者と調査内容等の打ち合わせを進めているところです。また、不法投棄監視カメラリース業務についても業者の選定を終え、町道高速側道線に設置を完了しました。リース期間は9月1日から5年間としております。

健康福祉課

1. 健康増進係

特定健診及びがん検診を、4月21日から25日までおたっしや館で実施し、両健（検）診合わせて延べ477名（前年度443名）の方が受診されました。特定健診結果の説明を5月26日から31日までおたっしや館で行い、323名の方に説明を行いました。説明会に来られなかった方については連絡を行い、随時訪問にて説明を行っています。

また、7月12、13日に再度未受診者の方を対象におたっしや館で特定健診及びがん検診を実施し、両健（検）診合わせて延べ408名（前年度220名）の方が受診されました。

今回受診されなかった方については、個別健診の受診を勧奨し、引き続き住民の健康についてサポートを行っていきたいと考えています。

なお、後期高齢者の方々についても集団健診を受診していただいております、81名（前年度68名）の方が受診されました。

今回の健診により特定保健指導の対象者は動機づけ支援が49名（前年度50名）、積極的支援が10名（前年度13名）おられました。

2. 保険年金係

国民健康保険高齢受給者証、後期高齢者医療保険被保険者証及び限度額適用・標準負担額認定証の有効期限7月末の更新手続を滞りなく完了しました。

7月末の国民健康保険の被保険者数は、1,813名（前年度同期1,878人）、1,081世帯（前年度同期1,093世帯）、後期高齢者医療被保険者数は1,125名（前年度同期1,099名）です。国民健康保険被保険者で40歳以上の特定健康診査を受けておられない方などを対象に人間ドックを希望される方の受け付けを7月から実施しており、8月21日までの申し込み者は8

名です。

3. 福祉介護係

72年前の8月6日午前8時15分に広島、8月9日午前11時02分に長崎に原爆が投下された同時刻及び終戦記念日である8月15日に開催された全国戦没者追悼式に合わせ、防災行政無線を活用し、それぞれ1分間サイレンを吹鳴し、戦没者等に対し追悼の意をあらわしました。

9月17日に町民センターで開催する敬老会の折にお祝いする金婚者の申し込み受け付けを7月31日までとしておりましたが、10組の方々が申請されておられます。また、今年度町内在住の100歳以上の方は8月21日現在で2名おられ、最高齢者は103歳です。

平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられましたが、段階的に消費税が10%になるのが2年半延びました（平成31年10月）。それにあわせる形で所得の低い方を支援するため、国の経済対策の一環として「臨時福祉給付金（経済対策分）」の支給を実施しております。支給対象者1,496名に対し、1,378名が申請を行っております。

税 務 課

1. 課税係

29年度一般町税現年度分に係る7月末現在の調定額について報告します。

町税全体の調定額は、1,193,745千円で、対前年同期比22,568千円増という状況です。

税目ごとでは、個人住民税が、404,967千円で、対前年同期比6,315千円の増。法人住民税が39,552千円で、6,570千円の増。交付金を含む固定資産税が、698,865千円で、10,246千円の増。軽自動車税が、29,514千円で、1,270千円の増。入湯税は、305千円で増減はありません。

一方、たばこ税は、20,542千円で、1,833千円の減、といった状況です。

2. 収納係

毎年、6月から9月にかけては滞納繰越分を重点に徴収を行っています。

6月下旬には佐賀県滞納整理推進機構と連名で「給与」及び「年金」の差し押さえ予告通知を発送し、1カ月以内の納付を強く促しました。

また、催告書等の送達を受けてもなお納税の意思表示がない滞納者については、滞納処分を前提とした財産調査に着手しており、預貯金の差し押さえや勤務先への照会など順次実施する予定です。

なお、6月に機構に引き継いだ滞納案件（119件）については、本町の派遣職員が順次納付折衝を行っており、今後も機構側と協力して滞納額の縮減を図ってまいります。

建 設 課

1. 建設係

まず国道関係ですが、国道34号線切通し交差点の改良事業について国道事務所として測量調査を予定しておられます。

次に県道関係ですが、神埼・北茂安線については、加茂交差点改良工事以外の区間については、既に発注済みであり、加茂交差点改良工事についても今月中に発注される予定です。

町道関係については、順次舗装補修工事を発注し、荒れた路面について損耗の激しいところから進めております。また、あわせて排水不良解消の道路改修工事も発注しました。

特定防衛施設周辺整備調整交付金による継続事業の町道前牟田南北線の一部の道路工事については、7月の交付決定を受けて既に発注しております。

社会資本整備交付金事業関係では、橋梁定期点検委託業務の発注を行いました。

2. 管理係

社会資本整備総合交付金の内示に伴う木造住宅耐震診断補助（昭和56年以前建築分）については、広報紙及びホームページに掲載し募集を開始しました。今後、改修費補助事業についても検討してまいります。

町営住宅関係では、浮立の里米多団地に設置している昇降機（エレベーター）が落雷により被災したため、電子基盤の修理を行っており、現在は正常に稼働しております。

農業集落排水事業関係では、適宜修繕、更新を行い支障が生じないよう維持管理に努めておりますが、経年劣化により江迎真空ステーションの真空ポンプ1台が故障しており、機器修繕に係る費用の予算を計上しております。

産 業 課

経営所得安定対策について、9営農組合（構成員198名）及び55名が交付金の申請をされ、8月1日、2日に作付状況の確認作業を実施しました。

「上峰町サマーフェスタ2017」が、7月22日にイオン上峰店で開催されました。当日は、キッズダンス、上峰太鼓、かちやいしよさこい、文化協会の会員様とたくさんの出演者の御協力を得て、多くの町民の皆様に御来場いただきました。

第1回まちづくり実行委員会を7月12日に開催し、昨年度の事業報告、決算、平成29年度の事業計画、予算を審議していただきました。今年度で5回目の開催となる「かみちゃりグランプリ2017」を11月19日に開催することなどを決定し、それぞれの部会で大会に向けて準備を始めます。

教 育 課

学校給食無償化事業として上峰小・中学校を初め町外の小中学校等へ通学する児童生徒の給食費補助を開始しました。今後、行事食やお祝い給食等への補助についても計画的に取り組んでまいります。

今年度も小学校の「オンライン英会話授業」について契約を締結しました。今年度は小学5・6年生を対象に毎週1回の外国語活動でマンツーマンのオンライン英会話を行います。児童へのアンケートや佐賀県学習状況調査でも成果が出ており、グローバル化に対応した教育環境の整備を推進してまいります。中学校においてもICTを活用し、放課後補充学習と

して取り組んでいます「オンラインによるマンツーマン学習」や「地域未来塾」を継続してまいります。

小学校5・6年生の稲作体験学習では6月28日、地域の皆様の御協力をいただきながら田植え体験を行いました。ことしの稲文字は、「リスペクト」です。尊敬するという意味で、周囲の方への尊敬の念を忘れず、さらに自分自身も尊敬される人になるという意味を込めて植えられました。稲作体験学習では引き続き稲刈り、餅つき大会を行ってまいります。

空調設備のふぐあいが出ていました中学校の特別支援学級及び事務室について、空調設備取りかえ工事の入札及び契約を行いました。また、空調設備がない小学校の図書館準備室について単独空調設備工事の入札及び契約を行いました。

小学校の特別支援学級においてクラスが増加したことから、従前の教室に間仕切り壁を設置し2クラスが入れるよう、特別学級間仕切り等内部改修工事の入札及び契約を行いました。

中学校において吹奏楽部楽器調達について入札及び契約を行いました。保有楽器の半数に当たる21台を調達しました。輝く音色を得た上峰中学校吹奏楽部は、7月末に行われた佐賀県吹奏楽コンクール大会で金賞を受賞しました。今後も活躍を楽しみにしています。

生涯学習課

1. 生涯学習係

7月28日から30日まで2泊3日、大分県立九重少年自然の家キャンプ場において、小学生67名の参加のもと青少年育成サマーキャンプを実施しました。1周400メートルのフィールドアスレチックでは汗を流し、また三俣山登山では、天候により山頂まで登れませんでした。最終日の夜に行われたキャンプファイヤーでは、神秘的かつ楽しい雰囲気の中、自分を見詰め直す有意義な時間となりました。自然の中で、「生きる力」を育むきっかけを見つけ、自主性と協調性を養い、大きく成長してくれたことと思います。

公民館事業では、女性セミナーやふれ愛・粋いきセミナーを開催しております。今回は、料理教室、健康教室、交通安全・振り込め詐欺教室、国際理解講座、福岡県糸島市への現地研修等を開催し、多くの皆様に参加していただきました。

放課後子どもプラン推進事業「子どもの広場」を6月から隔週の土曜日午前中、「町民センター」及び「すば一く上峰」の会場で楽しい英会話、3B体操、みんなの和太鼓、ゲートボール教室、子どもハングル教室、書道教室、パステルアート、自然観察の8教室を開催しております。また、夏休みチャレンジ教室では「シャボン玉・スライム作り」「スポーツ教室」「スイーツ作り」「そうめん流し・竹食器づくり」「書道・こうしつ教室」を開催し、子供たちの体験を中心とした教室を実施しました。

8月19日、上峰町体育センター及び中学校体育館において第47回佐賀県子ども会連合会球技大会が開催されました。種目はドッジビーで本町からは、下坊所子どもクラブが参加し、

対戦相手は長松校区熊原（唐津市）・若楠下高木（佐賀市）と対戦し1勝1分けと精いっぱい頑張り健闘いたしましたが、残念ながら決勝トーナメントへは進めませんでした。

2. 生涯スポーツ係

7月12日、県と合同でスポーツ少年団研修会を町民センターで開催し町内の指導者、保護者29名の参加がありました。第1部「熱中症予防について」、熱中症になるメカニズムや熱中症にならないための予防法、熱中症になってしまったときの対処法などの説明を受けました。第2部「指導者が学ぶ、指導理論について」、子供に対する指導の基本姿勢についてのお話をいただきました。

7月21日から8月31日までの期間、町民プールを開館いたしました。オープンに先立ちまして、ウオータースライダー階段の人工芝張りかえ及び塗装、更衣室前の床補修を行いました。ことしは、晴天が続き気温35度以上の猛暑日の中、多くの家族連れや子供たち等に利用していただきました。

小学校グラウンドのネットを支える支柱を包む防護マットの交換及び防球ネットの修繕、テニスコートの照明の修繕を行い、施設利用者が安心して利用できる環境づくりに努めました。

秋の町民体力づくり体育大会の準備に取りかかり、分館長会において、手順や種目の変更があったところを再確認し、開催要項の変更についても協議しました。現在、各種団体への役員の協力依頼を行うとともに、分館長の皆様には参加者の取りまとめをお願いし、申込書の提出をいただいたところです。

文 化 課

文化財関係では、まず、6月議会以降、国庫補助事業の適用を受けて実施している町内遺跡埋蔵文化財確認調査事業ですが、これまでに8件の開発の届け出等があり、うち埋蔵文化財確認調査を5件、本調査を2件実施し、開発と埋蔵文化財保護との調整を図りました。2件の本調査につきましては、檜寺遺跡の個人住宅建設工事部分の本調査を行い、弥生時代の住居跡、奈良平安時代の住居跡、中世の溝跡、ほか、各時代の土壇、柱穴などが検出されました。本調査の実施により作業員賃金等事業費が不足するため、国庫補助金の増額申請を行い、本議会に関連予算を計上しております。

本年度は国庫補助事業の適用を受け、天然記念物八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没林の保存事業に係る全体的な保存計画を策定する平成29年度「史跡等保存活用計画策定事業」支援委託業務の入札を行い、保存活用計画策定委員会を開催する予定です。

次に、町史編さん事業ですが、町史編さん委員・執筆委員等の選任を行い、町史編さんの方針、年次計画等を策定する予定です。

図書館関係では、まず、「雑誌のリサイクル」を6月24日より実施中です（除籍雑誌冊数、542冊）。また、「図書のリサイクル」につきましては、小・中学校、学童保育、幼稚園・保

育園、野菊の里などへ優先配布の後、10月末から図書館利用者へ一般配布の予定です。

夏休み期間中に小学生を対象に実施している「さまーすくーる」につきましては、本年は6教室（1教室台風のため中止）を開催し、申込者数155人、延べ160人の子供たちが参加しました。参加した子供たちは、工場見学やそば打ちなど、日ごろ体験できないようなことを見聞きしたり、実際に体験したりし、楽しいひとときを過ごすことができたようです。

以上、行政報告といたします。

○議長（寺崎太彦君）

これで町長の行政報告は終わりました。

日程第4 諸般の報告

○議長（寺崎太彦君）

日程第4．諸般の報告。

諸般の報告を行います。

平成28年度上峰町財政健全化判断比率報告書についての報告をお願いいたします。

○財政課長（高島浩介君）

皆さんおはようございます。私のほうから、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定によりまして、平成28年度決算に基づきます上峰町財政健全化判断比率について御報告をいたします。

この法律につきましては、財政状況を見きわめます健全化判断指標といたしまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率という4つの指標を用いまして、早期健全化基準並びに財政再生基準が設定をされ、これらにより、自治体財政への監視が強化をされているところでございます。この4つの指標のうち、1つでも早期健全化基準のほうを超えてまいりますと、財政健全化団体として財政健全化計画を策定、また、議会の議決を経まして財政の健全化に取り組まなければならないという規定をされております。

また、この報告書のほうの作成に当たりましては、健全化法に規定されておりますとおり、8月22日に4つの指標の算定の基礎となる事項を記載した書類、こちらのほうを、西原監査委員、吉田監査委員の審査に付しまして、同日付で両監査委員のほうから、平成28年度財政の健全化判断比率審査意見書、こちらのほうの提出をいただいております。

この意見書につきましては、報告書の最後のほうに添付をいたしておるところでございます。

それでは、議案とともに送付をしております平成28年度決算に基づく健全化判断比率報告書、こちらをごらんいただきたいと思います。

ページ数のほうは、紙面の下部中央のほうにつけております。

それでは、今回算定をいたしました各比率の説明のほうをさせていただきます。

1ページにつきましては、総括表ということで、早期健全化基準、財政再生基準及び各種

比率の概要等の説明ということになりますので、後ほどお目通しのほうをいただければと思います。

それでは、まず、2ページの上段、(2)実質赤字比率をごらんください。

実質赤字比率、これは、一般会計及び土地取得特別会計、こちらを対象としました実質赤字の標準財政規模に対する比率というものをあらわすものでございます。一般会計及び土地取得特別会計につきましては、平成28年度決算のほうは赤字ではございませんので、該当しないというところでございます。

続きまして、すぐ下のほうの(3)連結実質赤字比率、こちらをごらんください。

連結実質赤字比率、これにつきましては、一般会計及び土地取得特別会計、それに国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、農業集落排水特別会計、こちらまで合わせたものでございます。こちらにつきましても、平成28年度決算は、赤字、または資金不足のほうがございますので、該当なしというところになっております。

次のページに入りまして、3ページの上段、(4)実質公債費比率、こちらをごらんいただきたいと思います。

実質公債費比率につきましては、14.4%ということになっておりまして、前年比1.0ポイントの減となっております。こちらにつきましては、普通会計と公営事業会計のほかに、一部事務組合・広域連合まで含めた全会計の公債費の標準財政規模に対する比率、こちらをあらわした数値でございます。また、この数値につきましては、3カ年の平均値ということになっております。

参考ではございますが、平成28年度単年度の比率は約13.7%ということで、現在、順調に減っているところでございます。

また、実質公債費比率のほうが18%以上になってまいりますと、地方債の発行に、国の承認、また、県の許可等が必要になってまいります。

続きまして、すぐ下のほうですが、(5)将来負担比率、こちらをごらんいただきたいと思います。

将来負担比率、こちらにつきましては、先ほどの会計と、さらに公社までを含めたものになってまいります。普通会計と公営事業会計、それに一部事務組合・広域連合に、三養基西部土地開発公社、こちらまで含めたものになってまいります。

将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率というものをあらわしたものでございますが、こちらにつきましては、ふるさと寄附金基金、こちらが、将来負担額より控除は可能ということで、算出基礎となる数値がマイナスになっておるということで、昨年度に引き続きまして、平成28年度につきましても、将来負担比率のほうは発生していないというところでございます。

以上、平成28年度決算に基づきます上峰町財政健全化判断比率につきましても報告とさせ

ていただきます。

○議長（寺崎太彦君）

次に、平成28年度上峰町一般会計継続費精算報告書についての報告をお願いいたします。

○財政課長（高島浩介君）

平成28年度上峰町一般会計継続費精算報告書について、地方自治法の施行令第145条第2項の規定によりまして御報告をいたします。

これは、現在活用されております防災行政無線、こちらの整備事業につきまして、平成27、28年度の2カ年間の継続費の設定をしておりましたが、事業の終了に伴いまして、今回、精算報告を行うものでございます。

それでは、お手元の精算報告書のほうをごらんいただきたいと思います。

報告書のほうを読み上げまして説明にかえさせていただきますと思います。

左のほうより、款、項、事業名から、各年度ごとに、全体額、実績、比較、こちらの順に精算額を読み上げてまいります。

それでは、報告書のほうに入らせていただきます。

平成28年度上峰町一般会計継続費精算報告書。

款の9. 消防費、項の1. 消防費、事業名、防災行政無線整備事業、年度、平成27年度、年割額60,347千円、財源内訳、国庫支出金40,122千円、一般財源20,225千円、支出済額60,347千円、国庫支出金40,122千円、一般財源20,225千円、年割額と支出済額の差、0円。

下のほうに移りまして、28年度、年割額157,917千円、国庫支出金87,050千円、一般財源70,867千円、支出済額157,915,017円、財源内訳、国庫支出金87,050千円、一般財源70,865,017円、年割額と支出済額の差1,983円、一般財源1,983円。

下に移りまして、計、年割額218,264千円、国庫支出金127,172千円、一般財源91,092千円、支出済額218,262,017円、国庫支出金127,172千円、一般財源91,090,017円、年割額と支出済額の差1,983円、一般財源1,983円。

以上、平成28年度上峰町一般会計継続費精算報告書とさせていただきます。御静聴ありがとうございました。

○議長（寺崎太彦君）

これで諸般の報告を終わります。

日程第5 議案一括上程 提案理由の概要説明

○議長（寺崎太彦君）

日程第5. 議案一括上程、提案理由の概要説明。

議案一括上程、提案理由の概要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

議案の提案をさせていただきます。

議案第37号

平成29年度上峰町一般会計補正予算（第3号）

平成29年度上峰町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ247,409千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,712,638千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加、変更は、「第2表地方債補正」による。

平成29年9月8日 提 出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第38号

平成29年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成29年度上峰町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ91,445千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,193,286千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月8日 提 出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第39号

平成29年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成29年度上峰町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,445千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101,209千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月8日 提 出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第40号

平成29年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）

平成29年度上峰町の土地取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,674円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,688千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月8日 提 出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第41号

平成29年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）

平成29年度上峰町の農業集落排水特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,123千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ544,956千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算
の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は「第2表地方債補正」による。

平成29年9月8日 提 出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第42号

平成28年度上峰町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度上峰町一般会計歳入歳出決算書を別
紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成29年9月8日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど会計管理者より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第43号

平成28年度上峰町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度上峰町国民健康保険特別会計歳入歳
出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成29年9月8日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど会計管理者より補足説明いたします。

続きまして、

議案第44号

平成28年度上峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度上峰町後期高齢者医療特別会計歳入
歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成29年 9 月 8 日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど会計管理者より補足説明をいたします。
続きまして、

議案第45号

平成28年度上峰町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度上峰町土地取得特別会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成29年 9 月 8 日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど会計管理者より補足説明をいたします。
続きまして、

議案第46号

平成28年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成29年 9 月 8 日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど会計管理者より補足説明いたします。
続きまして、

議案第47号

上峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を上峰町固定資産評価審査委員会委員として選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所	佐賀県三養基郡上峰町大字坊所886番地 1
氏 名	岡 英規
生年月日	昭和22年 3 月22日

平成29年 9 月 8 日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

続きまして、

議案第48号

佐賀県東部環境施設組合の設立について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項の規定に基づき、佐賀県知事の許可の日から、鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町及びみやき町のごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務を共同処理するため、別紙のとおり規約を定め、佐賀県東部環境施設組合を設立することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成29年 9 月 8 日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所3244番地2

氏 名 碓 敬子

生年月日 昭和24年 5 月14日

平成29年 9 月 8 日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

以上、12議案と1諮問を一括して提案させていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

ただいま町長より12議案と1諮問が一括上程されました。

補足説明を求めます。

○財政課長（高島浩介君）

私のほうからは、議案第37号、議案第40号につきまして補足説明をいたします。

初めに、議案第37号 平成29年度上峰町一般会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

それでは、予算書のほうの準備をお願いいたします。

初めに、補正総額のほうになりますが、予算書の2ページ、第1表 歳入歳出予算補正、こちらをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款、補正額、計の順に読み上げてまいります。

歳入歳出予算補正。歳入。

款の9. 地方交付税、補正額58,627千円、計947,676千円。

款の11. 分担金及び負担金、補正額536千円、計40,904千円。

款の13. 国庫支出金、補正額593千円、計465,393千円。

款の15. 県支出金、補正額238千円、計282,444千円。

款の17. 寄附金、補正額20,000千円、計4,020,197千円。

款の18. 繰入金、補正額14,324千円、計3,868,628千円。

款の19. 繰越金、補正額141,236千円、計191,236千円。

款の20. 諸収入、補正額45千円、計47,576千円。

款の21. 町債、補正額11,810千円、計182,687千円。

次のページに入りまして、歳入合計、補正額247,409千円、計11,712,638千円。

次、4ページ、歳出をお願いいたします。

歳出。

款の2. 総務費、補正額157,360千円、計7,887,273千円。

款の3. 民生費、補正額61,210千円、計1,308,108千円。

款の4. 衛生費、補正額248千円、計625,972千円。

款の6. 農林水産業費、補正額7,253千円、計382,345千円。

款の7. 商工費、補正額194千円、計13,776千円。

款の8. 土木費、補正額3,125千円、計266,229千円。

款の9. 消防費、補正額3,804千円、計175,250千円。

款の10. 教育費、補正額14,215千円、計509,374千円。

次のページ、歳出合計、補正額247,409千円、計11,712,638千円。

次に、6ページのほうをお願いいたします。

第2表 地方債補正の1、変更でございます。これにつきましては、変更点のみを御報告いたします。

起債の目的、臨時財政対策債、補正前の限度額170,877千円、補正後の限度額182,687千円

でございます。

それでは、主な補正の内容につきまして御説明をさせていただきます。

補正予算に関する説明書、こちらの3ページのほうをお願いいたします。

2の歳入でございます。

款の9. 地方交付税、項の1. 地方交付税、目の1. 地方交付税、節の1. 普通交付税58,627千円、国からの交付税の交付決定による補正でございます。

1枚めくりまして、4ページのほうをお願いいたします。

一番下の欄になりますが、款の17. 寄附金、項の1. 寄附金、目の1. 総務寄附金、節の1. 総務寄附金で、右側の説明欄、ふるさと納税寄附金（G C F分）20,000千円、こちらにつきましては、障害者グループホーム設立を目的といたしまして、ふるさと納税のほうを募るものでございます。こちらに伴います歳出のほうは、後ほど御説明をいたします。

次の5ページをお願いいたします。

款の18. 繰入金、項の1. 基金繰入金、目の1. 財政調整基金繰入金、節の1. 財政調整基金繰入金、マイナス65,206千円。28年度の決算に伴います繰越金により財調の繰入金のほうを減額してまいるものでございます。これによりまして、年度初めからの基金からの繰入額は112,977千円となってまいります。

すぐ下になりますが、目の12. ふるさと寄附金基金繰入金、節の1. ふるさと寄附金基金繰入金で、右側説明欄、上段のほうのふるさと寄附金基金繰入金75,280千円、こちらにつきましては、ふるさと納税関係の委託料及び通学福祉バス関連の経費に充てるというものでございます。こちらに伴います歳出のほうは、後ほど御説明をいたします。

次、一番下になりますが、款の19. 繰越金、項の1. 繰越金、目の1. 繰越金、節の1. 繰越金141,236千円、こちらは平成28年度決算に伴いまして、繰越額が191,236千円ということで確定をしたための補正でございます。

6ページのほうをお願いいたします。

下の欄のほうになりますが、款の21. 町債、項の1. 町債、目の9. 臨時財政対策債、節の1. 臨時財政対策債11,810千円。今年度の臨時財政対策債の発行可能額が182,687千円ということで決定をしたことによるものでございます。

続きまして、歳出のほうに移ります。

7ページのほうをお願いいたします。

款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の3. 財産管理費、節の15. 工事請負費、右側になりますが、庁舎周辺インターロッキング改修工事14,000千円、こちらは6月補正のほうにおいて設計予算のほうをお願いいたしておりましたが、今回こちらの設計をもとに工事費をお願いするものでございます。

下に移りまして、目の8. 財政調整基金費、節の25. 積立金95,700千円、こちらにつきま

しては、歳入のほうで御説明をいたしました繰越金のほうを、地方財政法第7条の規定によりまして、財政調整基金のほうに2分の1以上を積み立てるというものでございます。これによりまして、基金のほうの積立額は535,942千円となってまいります。

その下の欄で、目の10. ふるさと納税費、節の13. 委託料でふるさと納税業務委託料37,350千円、こちらにつきましては、先ほど歳入で御説明をいたしました、ふるさと寄附金基金の繰入金によりまして、寄附者の個人情報のデータ化及び管理、また、総務省通知に対応しました返礼品の見直し作業等の委託料ということでございます。

下に移りまして、目の13. 施設管理費、節の15. 工事請負費、三連水車ウォーターランド江迎公園水車設置工事9,000千円。先ほどのインターロッキングの工事同様に、6月補正にて設計予算をお願いしておりましたが、今回この設計をもとに工事費のほうをお願いするものでございます。

1枚めくりまして、8ページのほうをお願いします。

款の3. 民生費、項の1. 社会福祉費、目の1. 社会福祉総務費、節の19. 負担金、補助及び交付金、上峰町地域公共交通活性化協議会補助金37,900千円。こちらにつきましては、歳入で御説明をいたしましたふるさと寄附金基金繰入金、こちらを用いまして、通学福祉バスの運用形態の変更、これに伴いますバス停の更新及び予約型乗り合いタクシーのシステム構築費用を補助していくものでございます。

すぐ下になりまして、節の25. 積立金20,000千円、先ほど歳入のほうで御説明をいたしました、ふるさと納税のGCF分、こちらを全額、基金のほうへ積み立てるものでございます。

続いて、9ページのほうをお願いいたします。

款の6. 農林水産業費、項の1. 農業費、目の12. 地域整備事業費、節の28. 繰出金、農業集落排水特別会計繰出金6,892千円、こちらは農業集落排水特別会計の補正に伴う一般会計からの繰り出しになっております。

1枚めくりまして、10ページのほうをお願いいたします。

款の8. 土木費、項の4. 下水道費、目の1. 用悪水路費、節の15. 工事請負費、水路改修工事費3,000千円。鳥越地区の用悪水路2カ所の改修工事費ということでございます。

次、11ページをお願いいたします。

款の10. 教育費、項の1. 教育総務費、目の6. 施設整備費、節の15. 工事請負費、上峰中学校多目的トイレ設置工事11,120千円。こちらにつきましては、校舎2階東側のトイレのほうを障害者対応の多目的トイレに改修する工事費でございます。

以上で議案第37号のほうの補足説明を終わります。

続きまして、議案第40号 平成29年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）、こちらのほうの補足説明をさせていただきます。

予算書の準備のほうをお願いいたします。

初めに、補正総額になりますが、予算書の２ページ、第１表 歳入歳出予算補正、こちらのほうをお願いいたします。

まず、歳入のほうでございます。歳入。

款の３．繰越金、補正額1,674千円、計1,675千円。

歳入合計、補正額1,674千円、計1,688千円。

３ページ、歳出のほうをお願いいたします。

款の２．予備費、補正額1,674千円、計1,675千円。

歳出合計、補正額1,674千円、計1,688千円。

今回の補正につきましては、平成28年度決算に伴います繰越金のほうを歳入として受けまして、全額を予備費のほうに歳出として計上いたしております。

以上で議案第40号の補足説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに補足説明はございませんか。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

皆様おはようございます。

さて、私のほうからは、議案第38号及び第39号の補足説明をさせていただきます。

まず、議案第38号 平成29年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を御説明いたしますので、お手元に御準備ください。

議案第38号 平成29年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）ですが、予算書２ページ、第１表 歳入歳出予算補正をごらんください。

第１表 歳入歳出予算補正。歳入。

款４．国庫支出金、補正額186千円、合計189,313千円。

款７．県支出金、補正額236千円、合計32,467千円。

款10．繰入金、補正額639千円、合計62,203千円。

款11．繰越金、補正額90,384千円、合計100,384千円。

歳入合計、補正額91,445千円、合計1,193,286千円となります。

３ページをごらんください。

歳出。

款の１．総務費、補正額639千円、合計9,491千円。

款の８．保健事業費、補正額０円、合計13,348千円。

款の11．諸支出金、補正額22,853千円、合計24,056千円。

款12．予備費、補正額67,953千円、合計124,375千円。

歳出合計、補正額91,445千円、合計1,193,286千円となります。

なお、款８．保健事業費の補正額０円としておりますが、歳入によります財源変更に伴う

ものですので、あわせて申し添えをいたします。

次に、補正予算に関する説明書により御説明申し上げます。

説明書の3ページをごらんください。

歳入ですが、款4. 国庫支出金、項の1. 国庫負担金、目3. 特定健康診査等負担金における補正になります。当初、1,087千円を見込んでおりましたが、追加交付により186千円を補正するものでございます。

その下段にございます款7. 県支出金、項2. 県負担金、目2. 特定健康診査等負担金につきましても、国庫と同様に追加交付によりまして236千円を追加するものでございます。

下段になりますけれども、款の10. 繰入金、項1. 他会計繰入金、目1. 一般会計繰入金639千円ですが、国保総務事務費繰入金として315千円及び国保制度関係準備事業繰入金として324千円を繰り入れるものでございます。

4ページのほうをごらんください。

款11. 繰越金、項1. 繰越金、目2. その他繰越金ですが、前年度繰越金として90,384千円を計上しております。

続きまして、歳出のほうになります。

5ページのほうをごらんください。

款の1. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費ですが、節13. 委託料にて、国保広域化に対応するオンラインシステムの改修を行うものでございます。

また、節18. 備品購入費では、国保情報、医療情報、レセプト情報などを取得するためのパソコン及びディスプレイを各2台購入する計画でございますけれども、国保連合会で県内で一括調達をする予定ですので、スケールメリットを生かすことができると考えております。

款の8. 保健事業費、項1. 特定健康診査等事業費、目1. 特定健康診査等事業費につきましましては、国庫及び県費の追加交付がなされておりますので、それに伴う財源変更となります。

下段になりますが、款11. 諸支出金、項1. 償還金及び還付加算金、目2. 償還金ですが、一般被保険者療養給付費等負担金返納金19,266千円及び過年度退職被保険者等療養給付費交付金の返納金1,809千円となっておりまして、国庫等へ返還を行うものでございます。

6ページのほうをごらんください。

款11. 諸支出金、項2. 繰出金、目1. 一般会計繰出金ですが、出産育児一時金1,400千円及び総務事務費378千円の前年度精算金を一般会計へ繰り出すものでございます。

下段の款12. 予備費、項1. 予備費、目1. 予備費ですが、こちらのほうにつきましましては、不測の事態に備えまして67,953千円を予備費に計上させていただき、運営状況を見ながら、基金積み立てを視野に入れながら運営に当たりたいというふうに考えておるところでございます。

以上、議案第38号の補足説明を終わります。

引き続き、議案第39号の補足説明を行いますので、お手元に議案第39号を御用意ください。

議案第39号 平成29年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）ですが、予算書2ページ、第1表 歳入歳出予算補正をごらんください。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入。

款の1. 後期高齢者医療保険料、補正額4,406千円、合計75,478千円。

款4. 繰越金、補正額919千円、合計920千円。

款5. 諸収入、補正額120千円、合計993千円。

歳入合計、補正額5,445千円、合計101,209千円となります。

3ページをごらんください。歳出です。

款2. 後期高齢者医療広域連合納付金、補正額4,659千円、合計98,551千円。

款の3. 保健事業費、補正額120千円、合計960千円。

款の4. 諸支出金、補正額666千円、合計698千円。

歳出合計、補正額5,445千円、合計101,209千円となります。

次に、補正予算に関する説明書により説明いたします。

説明書の3ページをごらんください。

歳入になりますが、款1. 後期高齢者医療保険料、項1. 後期高齢者医療保険料、目1. 特別徴収保険料及び目2. 普通徴収保険料ですが、両目とも平成29年度の本算定の額が確定をいたしましたので、当初、概算で計上しておりました保険料を、目1の特別徴収保険料を1,674千円、目2の普通徴収保険料を2,732千円補正をするものでございます。

中段をごらんください。

款4. 繰越金、項1. 繰越金、目1. 繰越金ですが、前年度からの繰越金としての受け入れを919千円補正するものでございます。

下段をごらんください。

款の5. 諸収入、項の5. 受託事業収入、目1. 民生費受託収入ですが、後期高齢者に対する集団健診の追加分の委託料120千円を補正するということでしております。

次に、歳出ですが、4ページのほうをごらんください。

款2. 後期高齢者医療広域連合納付金、項の1. 後期高齢者医療広域連合納付金、目1. 後期高齢者医療広域連合納付金ですが、佐賀県後期高齢者医療広域連合へ納付金として4,659千円を補正することとしております。

中段になります。

款の3. 保健事業費、項の1. 保健事業費、目の1. 健康診査等事業費ですが、後期高齢者広域連合から委託料の追加分を歳入で受け、この目に充当を行うものでございます。

下段になります。

款 4. 諸支出金、項 2. 繰出金、目 1. 一般会計繰出金ですが、平成28年度精算分として一般会計へ666千円を繰り出すものでございます。

以上、議案第38号及び議案第39号の補足説明を終わります。御審議のほどよろしく願いを申し上げます。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに補足説明はございませんか。

○建設課長（三好浩之君）

皆さんおはようございます。

私のほうからは、議案第41号 平成29年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算書（第2号）の補足説明をさせていただきます。

それでは、手元に予算書の準備をお願いいたします。

予算書2ページ、第1表 歳入歳出予算補正をごらんください。

まず、歳入のほうからでございます。

款、補正額、計の順に順次読み上げて説明いたします。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入。

款 5. 繰入金、補正額6,892千円、計259,921千円。

款 6. 繰越金、補正額4,731千円、計4,732千円。

款 7. 諸収入、補正額12,000千円、計12,002千円。

款 8. 町債、補正額500千円、計126,000千円。

歳入合計、補正額24,123千円、計544,956千円。

下段、3ページをごらんください。

歳出。

款 1. 総務費、補正額23,623千円、計166,024千円。

款 3. 公債費、補正額0円、計378,432千円。

款 4. 予備費、補正額500千円、計500千円。

歳出合計、補正額24,123千円、計544,956千円。

次に、4ページをごらんください。

第2表 地方債補正、1、変更でございます。

起債の目的、資本費平準化債、本年度の資本費平準化債の額の確定によるもので、補正前の125,500千円に500千円を追加しまして、補正額126,000千円となります。

それでは、補正内容について御説明させていただきます。

次ページ、平成29年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）に関する説明書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

まず、款５．繰入金、項１．繰入金、目１．一般会計繰入金、節１．一般会計繰入金6,892千円です。こちらにつきましては、歳出予算における公課費の財源不足を補うものとして計上しております。

次に、款６．繰越金、項１．繰越金、目１．繰越金、節１．繰越金4,731千円です。平成28年度会計決算による繰越金が確定したことによる予算計上となっております。

続きまして、款の７．諸収入、項２．雑入、目１．雑入、節１．雑入12,000千円です。加茂交差点改良工事に伴う下水管移設補償料でございます。

歳入、最後ですが、款の８．町債、項１．町債、目１．下水道事業債、節３．資本費平準化債500千円でございます。こちらにつきましては、額の確定による増額となっております。

続きまして、４ページをお願いいたします。

３、歳出でございます。

款１．総務費、項１．総務管理費、目１．一般管理費、節11．需用費、６．修繕料4,700千円でございます。これにつきましては、江迎処理区の真空ステーション内に真空ポンプを２台設置し、交互運転しておりますが、そのうちの１台が故障し、その修繕料でございます。

続きまして、14．使用料及び賃借料100千円でございます。こちらにつきましては、加茂交差点改良工事に伴う下水道管移設工事に伴い、下水道配管を一時的に民有地へ移設配管を行う必要があります、その借地料として計上しております。

続きまして、15．工事請負費11,000千円でございます。こちらについても、加茂交差点改良工事に伴う下水道管移設工事に伴う工事費となっております。

続きまして、27．公課費7,823千円です。消費税及び地方消費税の7,823千円でございます。平成28年度事業の確定申告により、消費税及び地方消費税の納付額が確定しており、その確定納付額から既に納付済みの中間納付額を差し引き、不足する金額及び今後２回の中間納付額を足した金額での金額となっております。

次に、款の３．公債費、項１．公債費、目１．元金、補正額はありませんが、財源の入れかえによるもので、資本費平準化債の500千円に伴う財源の入れかえ分でございます。

最後に、款４．予備費、項１．予備費、目１．予備費500千円でございます。６月補正の折に、財源確保のため減額しておりましたが、緊急の場合に備えるため、予備費として再確保をするものでございます。

以上で議案41号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます

○議長（寺崎太彦君）

ほかに補足説明はございませんか。

○会計管理者（岡 義行君）

皆様おはようございます。

私のほうから、議案第42号 平成28年度上峰町一般会計歳入歳出決算認定から議案第46号 平成28年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定までの5議案につきまして、決算書をもちまして補足説明をさせていただきます。

まず、お手元の決算書をごらんいただきたいと思います。

ページを申し上げます。6ページと7ページをお開きいただきたいと思います

まず、一般会計の歳出からでございますが、表の一番下の歳入合計、左の方から、予算現額の箇所から読み上げさせていただきます。

予算現額13,861,757千円、調定額13,285,995,034円、収入済額13,226,558,360円、不納欠損額9,916,636円、収入未済額49,520,038円、予算現額と収入済額との比較、△の635,198,640円でございます。

続きまして、2ページ飛びまして、10ページから11ページをお開きください。

歳出の合計でございます。予算現額13,861,757千円、支出済額12,996,568,525円、翌年度繰越額39,480千円、不用額825,708,475円、予算現額と支出済額との比較865,188,475円でございます。

表の下段のところ、歳入歳出差引残額をお書きしておりますけれども、229,989,835円となっており、うち翌年度への繰越額が38,753千円となります。

次に、国民健康保険特別会計でございます。

196ページ、197ページをお願いします。

歳入の合計でございます。予算現額1,117,580千円、調定額1,201,780,671円、収入済額1,155,522,565円、不納欠損額2,933,300円、収入未済額43,324,806円、予算現額と収入済額との比較37,942,565円でございます。

続きまして、歳出でございます。

2ページを飛びまして、200ページと201ページをお願いします。

歳出の合計でございます。予算現額1,117,580千円、支出済額1,055,137,809円、翌年度への繰越額はございません。不用額62,442,191円、予算現額と支出済額との比較62,442,191円でございます。

歳入歳出差引残額は100,384,756円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計でございますが、238、239ページをお願いいたします。

歳入部合計でございます。予算現額96,618千円、調定額95,503,084円、収入済額95,501,884円、不納欠損額はございません。収入未済額1,200円、予算現額と収入済額との比較、△の1,116,116円でございます。

続きまして、歳出でございます。

240、241ページをお願いいたします。

歳出の合計、予算現額96,618千円、支出済額94,581,572円、翌年度への繰越額はございま

せん。不用額2,036,428円、予算現額と支出済額との比較2,036,428円でございます。

歳入歳出差引残額は920,312円となっております。

次に、土地取得特別会計でございます。

256、257ページをお願いいたします。

歳入の合計でございます。予算現額1,661千円、調定額1,675,729円、収入済額1,675,729円、不納欠損額と収入未済額はございません。予算現額と収入済額との比較14,729円でございます。

続きまして、歳出でございます。

次のページ、258、259ページをお願いいたします。

歳出の合計、予算現額1,661千円、収入済額と翌年度への繰越額はございません。不用額1,661千円、予算現額と支出済額との比較1,661千円でございます。

歳入歳出差引残額1,675,729円となっております。

最後に、農業集落排水特別会計でございます。

270、271ページをお願いいたします。

歳入の合計でございます。予算現額535,405千円、調定額541,166,374円、収入済額537,945,185円、不納欠損額はありません。収入未済額3,221,189円、予算現額と収入済額との比較2,540,185円でございます。

続きまして、歳出でございます。

次のページ、272、273ページをお願いいたします。

歳出合計、予算現額535,405千円、支出済額533,212,666円、翌年度への繰越額はございません。不用額2,192,334円、予算現額と支出済額との比較2,192,334円でございます。

歳入歳出差引残額は4,732,519円となっております。

それでは、以上をもちまして補足説明とさせていただきますけれども、各会計の事項別明細等につきましては、お手元の歳入歳出決算書を一読いただきたいと思います。それでは、決算認定のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに補足説明はございませんか。

○住民課長（福島敬彦君）

皆様おはようございます。

私のほうからは、議案第48号につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、議案第48号 佐賀県東部環境施設組合の設立についてをお手元に御準備をお願いいたします。

このことに関しましては、現在、一部事務組合におきまして管理運営をしております鳥栖・三養基西部環境施設組合構成団体に加えまして、神崎市及び吉野ヶ里町の加入による2

市3町のごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務を共同処理するため、新たな構成市町による規約を定め、地方自治法第290条の規定により、全ての構成市町の議会の議決が必要となります。つきましては、佐賀県東部環境施設組合同規約（案）でございますが――を定め、県知事の許可をいただき、新しい一部事務組合であります佐賀県東部環境施設組合の設立に向けまして、別紙にあります規約（案）につきまして議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、別紙でございます、佐賀県東部環境施設組合同規約（案）の内容の御説明をいたします。御準備をお願いいたします。

第1条関係でございますが、新組合の名称を佐賀県東部環境施設組合とすることとなります。

第2条関係でございます。新たな組合を組織いたします関係市町を明記いたしておるところでございます。

第3条におきましては、共同処理する事務といたしまして、ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務につき明記をしているところでございます。

ただし書きにおきまして、新組合設立後も既存施設でございます鳥栖・三養基環境施設組合及び脊振共同塵芥処理組合は引き続き存続いたしますので、おのおの施設につきましては、既存組合にて管理運営を行うことということになります。

第4条でございますが、新組合事務所の位置を示しております。事務所ににつきましては、当面、鳥栖・三養基西部環境施設組合内に設置することとされており、将来的には鳥栖市へ移転ということになり、その際は、規約の変更等の手続を行いたいというふうに思います。

続きまして、第5条から第8条関係でございますが、議会の組織、議員の選出方法、任期につきまして明記をしているところでございます。

議会組織でございますが、議員定数を16人、鳥栖市6人、神埼市3人、吉野ヶ里町2人、上峰町2人、みやき町3人でございます。

なお、組合議会には、議長及び副議長を置くということになります。

次に、選出の方法でございますが、1名におきましては、関係市町の議長を充て職とし、ほか議員におかれましては、関係市町の議会の議員から選出された議員を充てるということとなります。

任期につきましては、関係市町の議員としての任期ということになります。

続きまして、規約第9条から第13条関係でございますが、執行機関の組織及び選任の方法について明記をしております。

管理者につきましては1人で、選任につきましては、関係市町の長の互選となり、任期につきましては、関係市町の長の任期というふうになります。

副管理者につきましては、今回、広域化により4人になり、関係者を除く関係市町の長を

もって充てるということとなります。任期につきましては、関係市町の長の任期ということになっております。

次でございます。

会計管理者につきましては1人で、同規約11条にあります補助職員のうちから任命することとなります。

監査委員の設置につきましてでございますが、監査委員の設置は2名とし、管理者が議会の同意を得て組合議員から議員、識見を有する者からそれぞれ1名を選出するものでございます。任期につきましては、組合議員選出された者は組合議員の任期、識見を有する者につきましては4年ということになります。

次に、第14条関係でございますが、組合の経費でございます。

経費につきましては、各号にあります関係市町の負担金、補助金、組合の財産及び事業から生じる収入、その他の収入をもって充てることとなります。

負担割合といたしましては、規約の一番下段にあります別表によります。

施設建設及び増改築に要する経費につきましては、均等割100分の10、人口割100分の90となります。

管理運営に関する経費につきましては、均等割が100分の10、排出割が100分の90でございます。

以上で議案第48号 佐賀県東部環境施設組合の設立についてに伴います別紙でございます佐賀県東部環境施設組合規約（案）の内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに補足説明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

補足説明がないようですので、これで補足説明を終わります。

以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午前11時13分 散会